



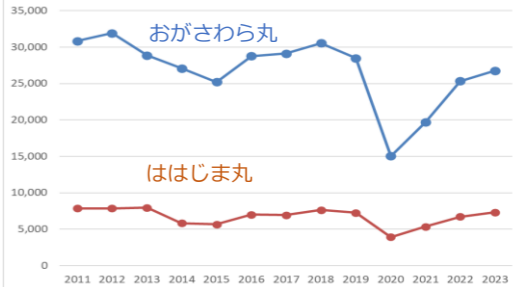
要請事項

| 決議内容 | 取組方針 (2011年度第1回科学委員会にて提示) | 令和6(2024)年度の取組状況 |
|---|--|---|
| <p>a) 侵略的外来種対策を継続すること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 管理計画に基づいて、既に侵入した侵略的外来種の駆除を着実に実施し、小笠原諸島の生態系に外来種が及ぼす影響の排除に努めるとともに、新たな外来種の侵入・拡散予防措置を推進する。 | <ul style="list-style-type: none"> 科学委員会の下部ワーキンググループとして「陸産貝類保全ワーキンググループ」、「グリーンアノール対策ワーキンググループ」、「「小笠原諸島」における森林生態系保全のための技術開発検討会」を設置し、小笠原諸島の生態系保全及び侵略的外来種の対策方針について、最新の状況も踏まえて検討を行っている。 各管理機関において管理計画に基づき外来種の排除、固有種の保全、モニタリング、技術開発・研究、外来種の侵入・拡散予防に資する取組の普及・啓発等を実施している。 |
| <p>b) 観光や諸島へのアクセスなど、すべての重要なインフラ開発について、事前に厳格な環境影響評価を確実に実施すること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> インフラ開発を含む各種事業の実施にあたっては、「東京都環境影響評価条例」などの関係法令等に従い、事前の適切な環境影響評価を実施する。 また、自然環境への負の影響を回避・最小化する必要があるため、その事業の特性に応じて環境配慮措置の適切な運用（事前の慎重なチェック、実施段階での配慮の徹底、事後評価）を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> 国の環境影響評価法や東京都の環境影響評価条例、「小笠原諸島の公共事業における環境配慮マニュアル」等に基づき、各事業主体において環境配慮措置の適切な運用を行っている。 環境配慮措置のさらなる徹底を促すため、母島部会において母島における公共事業を行う際の環境配慮事項の整理を進め、いくつかの工事で試行を実施している。 航空路の検討状況については、世界自然遺産登録が決議された際の要請事項である侵略的外来種対策や環境影響評価を実施していく旨を明示して、世界遺産委員会に報告した。引き続き、世界遺産委員会からの要請事項に十分留意しながら検討していく。 |

第35回世界遺産委員会 決議事項に対する取組状況 (令和6年12月時点)



奨励事項

| 決議内容 | 取組方針 (平成23(2011)年度第1回科学委員会にて提示した方針) | 令和6(2024)年度取組状況 |
|--|--|--|
| <p>a) 資産における海域公園地区をさらに拡張することを検討すること。それにより、管理効率が向上し、海域と陸域を結ぶ生態系の完全性が強化されることが期待される。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 海域と陸域の連続性、生態系の完全性の観点から、海域における保全管理措置のあり方と強化の必要性について調査、検討を行う。 なお、検討に当たっては独自のルール等により保全管理に協力している関係者との連携を強化しつつ行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 環境省は小笠原国立公園の公園計画の点検に向けて準備中。海域公園地区の拡張については関係機関や地元関係者と調整が必要。 |
| <p>b) 気候変動が資産に与える影響を評価し、適応するための研究及びモニタリング計画を策定、実施すること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> モニタリング計画の策定・実施のベースとして、森林生態系における気候変動の影響に関するモニタリングプログラムの開発を進める。 さらに、既存の各種モニタリング調査や研究の成果から得られた情報の集約・蓄積・共有と活用を進め、気候変動の影響に関する基礎的情報の収集と自然環境の変化の把握を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 林野庁では世界自然遺産地域の森林生態系における気候変動の影響に関するモニタリングプログラムに基づき気象データの収集を実施。 環境省において、父島、母島列島の沿岸海域で水温計測を実施。また、東京都小笠原水産センターにおいて、賀島、父島、母島列島の沿岸海域で水温計測が実施されており、一部のデータが提供されている。 |
| <p>c) 将来的に来島者が増加することを予測し、注意深い観光管理を確実に実施すること。特に、小笠原エコツーリズム協議会を強化するために、科学委員会をそのメンバーに加え、諸島の価値を保護するような適切な観光方針を助言してもらうこと。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 各地域・ルートそれぞれの魅力を紹介するなど、観光による利用集中が起こらないようPR・普及啓発に努める。 小笠原エコツーリズム協議会のアドバイザーとして科学委員会を代表して委員長に就任いただき、観光管理方針について科学委員会としての適切な助言を得る。 | <ul style="list-style-type: none"> 2011年7月から科学委員会の委員長に設置要綱第6条に定めるアドバイザーに就任していただいている。 小笠原村はエコツー推進法に基づくエコツーリズム全体構想を策定し、2016年1月に認定を受けた。 <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 10px;"> <p>(参考) 定期船による乗船客数(人)</p> <p>* ははじま丸に関しては、島民を除いた数。</p> </div> </div> |
| <p>d) 観光による影響を管理するために、観光業者に対して、必須条件と認証制度を設定するなどして、注意深い規制と奨励措置を確実に行うこと。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 現在行われている観光業者への規制や制度などの徹底、効果の検証、必要に応じた見直しを行う。 陸域ガイドの登録制度を2011年度より運用開始する。 | <ul style="list-style-type: none"> 小笠原エコツーリズム協議会では、小笠原固有の自然や文化を保全して持続的な利用を図ることにより、信頼されるガイドとして地域振興に貢献することを目的に、小笠原陸域ガイド登録制度を実施している。 <p>* 2024年11月現在 登録ガイド27名(準ガイド2名含む)</p> |